

【青山荘ホームヘルパー派遣センター重要事項説明書】

1. 事業者

令和5年4月版

法人名	社会福祉法人 青森民友厚生振興団
法人所在地	青森県五所川原市大字金山字盛山42の8
代表者氏名	理事長 島村 吉三久
電話番号	0173-35-4215
設立年月日	昭和43年3月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所・平成12年4月1日指定 0270500143
事業の目的	介護を必要とする人に対し、家事・介護のサービスを365日・24時間提供し安心した日常生活を営むことができる様に支援することとする。
事業所の名称	青山荘ホームヘルパー派遣センター
事業所所在地	青森県五所川原市栄町70-4
電話番号	0173-35-4310
サテライト事業所	青山荘ホームヘルパー石岡藤巻
サテライト所在地	青森県五所川原市大字石岡字藤巻13-47
サテライト電話番号	0173-38-3980
管理責任者	中谷美和子
運営方針	1 訪問計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。 2 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 3 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う 4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
開設年月日	平成3年1月4日

3. 併設して行っている事業

居宅介護支援事業	平成11年10月26日指定
通所介護事業	平成12年4月1日指定
短期入所事業	平成12年4月1日指定

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	五所川原市、隣接する市町村、弘前市、青森市
営業日	年中無休
受付時間	月～日 8:00～18:00(24時間電話は連絡可能)
サービス提供時間	月～日 24時間(必要に応じ)

5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員配置状況):職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者(介護福祉士)	1名		介護従業者及び業務の管理を一元的に行ない、法令等の規定を厳守させるための必要な指揮命令を行います。住宅型有料老人ホーム管理者を兼務。
2. サービス提供責任者(介護福祉士)	3名		訪問介護計画の作成及び利用者への説明を行い同意を得る、担当者会議出席、訪問介護員に情報伝達、苦情処理・利用調整、研修・技術指導、身体介護・生活援助・相談・乗降介助
3. 訪問介護員	3名	6名	訪問介護計画に基づきサービス実施(身体介護、生活援助、相談、乗降介助)
介護福祉士	3名	3名	
訪問介護養成研修2級(ホームヘルパー2級)課程修了者	0名	3名	サービス提供後利用者の心身の状況等について報告サービス提供責任者に報告を行う。サービス提供責任者から情報伝達を受けます。

6. 事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

1 利用料金が介護保険から給付される場合

2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。【利用料金については、別紙を参照して下さい。】

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、各負担割合証に応じた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、訪問介護計画に定められます。

身体介護	内 容
入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な人の体を拭く(清拭)などをします。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。
更衣介助	上着・下着の更衣介助を行ないます。
身体整容	日常的な更衣としての身体整容を行ないます。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行ないます。
移動・移乗介助	室内の移動、車椅子への移乗の介助を行ないます。

生活援助	内 容
調 理	ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
洗 灌	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の使用居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
買い物	ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。

身体生活	身体介護と家事援助を組み合わせた場合のサービスです。
------	----------------------------

通院等乗降介助	通院等のための乗車、又は降車の介助
---------	-------------------

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌日10日までに以下の方法でお支払い下さい。

(5) 利用の中止・変更・追加(契約書第8条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の30%(自己負担相当額)

- 天候・災害時等、人員不足等やむを得ない事情によりサービス提供中止させていただく場合があります
- ご利用者及びご家族等が事業所や訪問介護員に対して禁止行為やパワハラ行為(怒鳴る、暴言、誹謗中傷、威圧的態度、暴力等)、セクハラ行為等、この契約を継続しがたいほどの行為を行なった場合事業所は文書で解約を通知することでサービスを終了することができます。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

ご契約者からの交替の申し出	選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名は出来ません。
事業者からの訪問介護員の交替	事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

定められた業務以外の禁止	契約者は「6. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を契約者に依頼することはできません。
訪問介護サービスの実施に関する指示・命令	訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
備品等の使用	訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させて頂きます。

(4) サービス内容の変更(契約書第10条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第14条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

①医療行為
②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
④飲酒
⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

8. 緊急時の対応方法

対応方法:サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。又、緊急にサービスを要する場合は、調整対応を図ります。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者のお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、ご契約者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

本事業所は、下記の損害保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損害保険株式会社

保 険 名 賠償責任保険

10. 高齢者虐待防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)職員に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに介護支援専門員等に報告します。

11. 苦情申し立て窓口

(1)当事業所

苦情・緊急時受付窓口	五所川原市栄町 70-4 青山荘ホームヘルパー派遣センター	五所川原市大字石岡藤巻 13-47 青山荘ホームヘルパー石岡藤巻
電話番号 FAX	0173-35-4310 0173-34-7343	0173-38-3980
担当者	中谷美和子・工藤玉美・葛西嘉子	
受付時間	月曜日～日曜日の 8 時～18 時 00 分 (24 時間電話連絡は可能)	

(2)苦情処理フロー



行政機関その他苦情受付機関

五所川原市市役所 介護保険担当課	五所川原市岩木町 電話番号 35-2111 内線 273 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4番1号(青森県協同ビル3階) 電話番号017-723-1336 受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

青山荘ホームヘルパー派遣センター・青山荘ホームヘルパー石岡藤巻(サテライト)

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住所 五所川原市大字 _____ 字 _____

氏名 _____ 印

利用者の家族 住所 _____
(続柄 _____)

氏名 _____ 印

重要事項説明書別紙

＜サービス利用料金＞(契約書第8条参照)

平成 30 年 4 月

負担割合証に応じ基本利用料金の1割または2割の額

特定事業所加算Ⅱ単位

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増ず毎)
	利用料金	1,820円	2,730円	4,330円	6,333円	910円増
	1割負担額	182円	273円	433円	633円	91円づつ増
	2割負担額	364円	546円	866円	1,266円	182円づつ増
生活援助	利用料金	45分未満	1,990円	45分以上	2,180円	
	1割負担額		199円		218円	
	2割負担額		398円		436円	
身体生活	利用料金	20分以上	45分以上	70分以上		身体介護に引き 続き生活援助
	1割負担額	身体+72円	身体+145円	身体+218円		
	2割負担額	+146円	+290円	+436円		
通院等 乗降介助	利用料金	1回	1080円			
	1割負担額	1回	108円			
	2割負担額	1回	216円			
加算	初回加算(月額)				1割負担 200円	2割負担 400円
	緊急時訪問加算				1割負担 100円	2割負担 200円
	二人派遣(厚生大臣の定める要件を満たす利用者)			×2		左記の2割
	早朝(午前6時から午前8時まで)夜間(午後6時から午後10時)			25%増		左記の2割
	深夜(午後10時から午前6時まで)			50%増		左記の2割
	特定事業所加算Ⅱ			10%増		左記の2割
	介護職員処遇改善加算Ⅰ			13.7%		左記の2割

※「初回加算」は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合加算されます。

※「緊急時訪問加算」は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行なった場合加算されます。

※上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

※平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、上記の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給

付の対象となります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰとして、1ヶ月の総単位数の13.7%が料金に加算されます。

※介護輸送サービス運賃は最初の15分まで100円、以降15分ごとに100円加算。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場

合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

※介護保険から給付額が変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。